

第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月31日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	3
職務のため出席した者	3
議長あいさつ	4
議会運営委員会の報告	4
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	5
会期の決定	5
会議録署名議員の指名	5
諸報告	5
管理者あいさつ	5
管理者提出議案の報告	6
議案第1号上程	7
提案理由の説明	7
議案に対する採決	7
議案第2号ないし議案第5号一括上程	8
提案理由の説明	8
議案に対する質疑、討論、採決	11
一般質問	13
管理者あいさつ	14
閉会の宣告	15
署名議員	17
参考資料	
処理結果	19

広域飯能斎場組合告示第1号

令和7年1月31日に、令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を飯能市役所に招集する。

令和7年1月21日

広域飯能斎場組合管理者 新 井 重 治

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 8名

1番	栗	原	義	幸	議員	2番	鳥	居	誠	明	議員
3番	関	田	直	子	議員	4番	菅	野		淳	議員
5番	内	藤	光	雄	議員	6番	豊	泉	正	人	議員
7番	佐	藤		真	議員	8番	三	木	伸	也	議員

不応招議員 なし

令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会

議事日程第1号

令和7年1月31日（金曜日）午前10時開会

- 1 開会、開議
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 諸報告
- 5 議案第1号上程
提案理由の説明、採決
- 6 議案第2号ないし議案第5号一括上程
提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 7 組合に対する一般質問
- 8 閉会

出席議員 8名

1番	栗原義幸	議員	2番	鳥居誠明	議員
3番	関田直子	議員	4番	菅野淳	議員
5番	内藤光雄	議員	6番	豊泉正人	議員
7番	佐藤真	議員	8番	三木伸也	議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

管理者	新井重治	君	副管理者	小谷野剛	君
副管理者	谷ヶ崎照雄	君	会計 管理者	吉田実	君
事務局長	春原秀樹	君			

職務のため出席した者

書記長	大野充	君	書記	大野裕司	君
書記	阿部広明	君	書記	金子直樹	君

◎議長あいさつ

- 議長（鳥居誠明議員） 改めまして、おはようございます。今日は、令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会でございますが、お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議会運営委員会の報告

- 議長（鳥居誠明議員） 初めに、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、協議の結果について報告願います。

栗原議会運営委員長

- 議会運営委員会委員長（栗原義幸議員） それでは、令和7年第1回定例会に先立ちまして、開会前に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず、本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案5件でございます。

なお、議案第1号については人事案件でありますので、質疑、討論を省略することといたしましたので、ご了承願います。

次に、本定例会における一般質問の通告は1名でございました。組合に対する一般質問は、議案の審査終了後に行うことになっておりますので、ご了承願います。

次に、令和7年第2回臨時会につきましては、令和7年5月22日に開会の予定でありますので、あらかじめご了承願います。

次に、令和7年第3回定例会につきましては、令和7年8月21日に開会の予定でありますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日、本会議閉会后に、議場において、市へ帰任される職員のあいさつがありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わりますが、皆様方のご協力よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（鳥居誠明議員） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（鳥居誠明議員） ただいまから令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を開会し、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鳥居誠明議員） 本日の議事日程は配付しておきましたから、ご了承願います。

◎会期の決定

○議長（鳥居誠明議員） まず、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鳥居誠明議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

1番、栗原義幸議員、5番、内藤光雄議員、8番、三木伸也議員、以上3名の方をお願いいたします。

◎諸報告

○議長（鳥居誠明議員） 次に、諸報告をいたします。

まず、監査委員から広域飯能斎場組合に関する例月出納検査の結果についての報告がありました。報告書の写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本定例会に説明者として出席する者の職・氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◎管理者あいさつ

○議長（鳥居誠明議員） 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者

○管理者（新井重治君） 議長のお許しを賜りましたので、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り、ここに議会が開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、本年度の火葬件数でございますが、12月末現在で昨年度に比べ77件多い2,502件という状況でございます。当斎場では火葬の予約が混み合う冬季の火葬において、通常より1件多い1日12件の火葬を行っております。本年度はその期間を昨年度より1か月延長し、12月から3月まで12件の火葬を行い、さらに2月につきましては、解剖体など立会い者がいない火葬につきましては、早朝9時に特別枠を設け、最大で13件の火葬を行っております。

さて、本定例会にご提案申し上げました案件は、公平委員会委員の選任が1件、条例改正が2件、令和6年度補正予算（第2号）（案）が1件、令和7年度当初予算（案）が1件でございます。何とぞ慎重にご審議を賜りまして、原案のとおりご同意、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎管理者提出議案の報告

○議長（鳥居誠明議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、議案送付書の写しとともにお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

広飯斎組発第191号

令和7年1月31日

広域飯能斎場組合議会

議長 鳥居誠明様

広域飯能斎場組合

管理者 新井重治

議案の提出について

令和7年1月31日開会の、令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会に、下記議案を提出するため送付いたします。

記

議案第1号 公平委員会委員の選任について

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

議案第3号 広域飯能斎場組合広域飯能斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）

議案第4号 令和6年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算（第2号）案

議案第5号 令和7年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）

◎議案第1号上程

○議長（鳥居誠明議員） まず、議案第1号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（鳥居誠明議員） 提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君） ただいま上程されました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 公平委員会委員の選任につきましては、本組合の公平委員、齊藤雅義氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、後任として正木光世氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鳥居誠明議員） 説明を終わります。

◎議案に対する採決

○議長（鳥居誠明議員） お諮りいたします。

議案第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第1号は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎議案第2号ないし議案第5号一括上程

○議長（鳥居誠明議員） 次に、議案第2号ないし議案第5号を一括して議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（鳥居誠明議員） 提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君） まず、議案第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）につきましては、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が改正されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、組合の関係する条例を整理するものでございます。

次に、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案第3号 広域飯能斎場組合広域飯能斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）につきましては、広域飯能斎場施設整備事業を進めるにあたり、現地建て替えの手法で工事を行う予定であるため、斎場の利用をすすめる際に運営に支障が出るような行為をされると利用者の安全を確保できないおそれがあることから、広域飯能斎場組合広域飯能斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例等を整備し、運営に支障を来す行為を繰り返す利用者に対して広域飯能斎場の利用の制限等を行えるようにするため、関係する条例を改正するものでございます。

次に、議案第4号につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案第4号 令和6年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入歳出それぞれ4万4,000円増額し、予算の総額を2億9,515万2,000円とするもので、歳入においては前年度繰越金を増額いたしました。歳出においては、3款斎場費では新斎場の建設に係る技術審査委員会報償費を新たに計上し、新斎場建設支援業務委託料を減額し、広域飯能斎場施設建設基金積立金を増額いたしました。

また、3款斎場費、1項斎場費において境界確認、地質調査、アスベスト調査など年度内の完了が見込めなくなったことから、測量設計委託料において6,468万円の繰越明許をお願いするもので

ございます。

次に、議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案第5号 令和7年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）につきましては、歳入歳出の総額を5億8,379万7,000円とするもので、前年度予算と比較し、2億9,936万2,000円（率にして51.3%）の増でございます。

増額の主な内容でございますが、施設の運営、維持管理に係る経常経費のほか、新斎場の建設に係る実施設計委託料、斎場施設建設基金積立金でございます。

歳入につきましては、組合市からの負担金及び斎場の使用料が主なものでございます。

歳出につきましては、議会費は、議員報酬のほか、議会の運営に係る経費などを計上し、総務費は、正副管理者などの人件費のほか、組合事務の執行に必要な経費でございます。斎場費は、斎場の維持管理、運営に必要な経費を計上し、2目斎場建設費は、新斎場建設に係る経費を計上したものでございます。

以上、概略を申し上げましたが、担当職員からさらに説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鳥居誠明議員） 春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） 議案第5号 令和7年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）につきまして、一般会計予算に関する説明書を基にご説明申し上げます。

1ページから2ページを御覧ください。歳入歳出予算事項別明細書、1、総括の歳入歳出の令和7年度予算額につきましては、歳入歳出合計は、それぞれ5億8,379万7,000円とするものでございます。前年度の予算額との比較では、2億9,936万2,000円の増でございます。

次に、3ページを御覧ください。2、歳入につきましてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項負担金は、組合規約に基づく負担割合に応じた組合市からの負担金で、組合の経費に充てるための負担金でございます。

1目維持管理費負担金は1億3,453万5,000円、2目建設費負担金は1億6,085万1,000円、合計2億9,538万6,000円を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料のうち1項使用料、1目使用料は3,350万7,000円で、前年度予算額との比較では14万円、率にしまして0.4%の減でございます。内訳は、斎場における火葬場使用料3,364件分、2,329万7,000円、葬祭場使用料256件分、343万円、通夜室使用料256件分、397万5,000円、待合室使用料186件分、48万円、霊きゅう車使用料180件分、132万5,000円、霊安室使用料490日分、100万円を計上したものでございます。

4ページを御覧ください。2項手数料、2目手数料は、証明手数料1,000円を計上したものでございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目施設建設基金繰入金は、新斎場建設に係る施設整備事業に基金を充当するため152万9,000円を計上したものでございます。

5 ページを御覧ください。4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度繰越金556万7,000円を計上したものでございます。

5 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子は預金利子、2 項雑入、1 目雑入は、自動販売機電気料などを計上したものでございます。

6 ページを御覧ください。6 款組合債、1 項組合債、1 目斎場債は、新斎場建設に係る地方債2億4,770万円を計上したものでございます。

7 ページを御覧ください。3、歳出につきましてご説明申し上げます。歳出につきましては、説明欄に事業別で表示しておりますので、そちらに沿ってご説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費の議会運営事業140万7,000円は、組合議員8人分の報酬のほか、議会運営に要する経費を計上したものでございます。

8 ページを御覧ください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の職員人件費2,773万1,000円は、正副管理者の給料及び組合への派遣職員3人分の職員給与等負担金などでございます。

総務管理事務費589万1,000円は、電話料等の通信運搬費、ネットワークシステム、財務会計システムなどの保守等の委託料、AEDの借上料、庁用器具費などに要する経費を計上したものでございます。

9 ページを御覧ください。公務災害補償事業6万7,000円は、公務災害補償等認定委員会委員及び同審査会委員報酬を計上したものでございます。情報公開・個人情報保護事業12万4,000円は、情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬を計上したものでございます。

2 目公平委員会費の公平委員会運営事業7万5,000円は、委員報酬を計上したものでございます。

2 項監査委員費、1 目監査委員費の監査事業40万7,000円は、監査委員の報酬などの監査事務に要する経費を計上したものでございます。

10ページから11ページにかけましての3 款斎場費、1 項斎場費、1 目一般管理費の施設管理運営事業1億3,401万4,000円は、斎場の運営に係る経費を計上したもので、火葬炉等の燃料費、光熱水費、施設等の修繕料、火葬業務、火葬受付等窓口業務などの委託料、土地借上料、庁用器具費などを計上したものでございます。

2 目斎場建設費の施設整備事業4億1,008万円は、斎場の建設に係る経費を計上したもので、新斎場建設支援業務委託料、新斎場建設実施設計業務委託料、広域飯能斎場施設建設基金積立金などを計上したものでございます。

4 款予備費につきましては、400万円を計上したものでございます。

なお、13ページ以降に給与費明細書、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書及び令和7年度広域飯能斎場組合負担金の資料をつけてございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鳥居誠明議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎議案に対する質疑、討論、採決

○議長（鳥居誠明議員） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は通告に基づき、その内容を端的に述べられ、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

また、発言は自席で起立を行い、質疑は同一議題について3回を超えることができないこととなっておりますので、ご了承願います。

まず、議案第3号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可します。

佐藤真議員

○7番（佐藤 真議員） 議案第3号 広域飯能斎場組合広域飯能斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）について1点質疑いたします。

提案理由にありました「運営に支障をきたす行為」とありましたけれども、どのような行為を想定しているのかお尋ねをいたします。

○議長（鳥居誠明議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、運営に支障をきたす行為の対象となる範囲ですが、主に葬祭業者、または葬祭業者が委託する配膳や式場の設営等を行う業者を想定しております。そして、運営に支障をきたす行為の具体例を申し上げますと、連絡をせず遅刻をする行為、棺の中の副装品にガラスや大量の紙など、入れてはいけないものを入れる行為、法的に必要な書類等を持参しない、または内容の不備、施設の備品等を破損する行為、駐車禁止区域へ駐車する行為などがございます。毎年葬祭業者を対象に説明会を開催し、施設利用に関する注意事項を周知しているところでございます。大半の葬祭業者はルールやマナーを守り、斎場の運営に支障をきたすような行為を繰り返すというようなことはございません。しかし、一部の葬祭業者においてこのような迷惑行為を行い、注意をしても改善が見られないケースもございます。今後、施設の建て替え工事が始まった際に、会葬者の安全を確保するため、施設運営の円滑な推進を図る必要がございます。このことから、運営に支障をきたす行為を繰り返す業者に対し、一定の期間を設け、利用を制限する条例（案）を提案するものでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員） 答弁は以上です。

○7番（佐藤 真議員） 以上です。

○議長（鳥居誠明議員） 以上で議案第3号に対する質疑を終わります。

次に、議案第5号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可します。

佐藤真議員

○7番(佐藤 真議員) 議案第5号 令和7年度広域飯能斎場組合一般会計予算(案)について2点質疑をいたします。

1点目、一般会計予算に関する説明書10ページ、歳出の項目でありますけれども、斎場費、一般管理費、施設管理運営事業、消耗品費のうち光熱水費が前年度比で33万6,000円減額されておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。

2点目、同じく説明書10ページ、斎場費、一般管理費、施設管理運営事業、消耗品費のうち、修繕費が前年度比で612万2,000円増額されておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長(鳥居誠明議員) 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長(春原秀樹君) ご答弁申し上げます。

まず、光熱費につきましては、物価の上昇などに伴いまして、令和5年度予算において一度増額をいたしました。その後、節電や漏水対策など施設全体の経費削減に取り組んだところ、一定程度光熱費を抑えることができました。本予算(案)につきましては、今までの実績を鑑みまして、減額をしたものでございます。

続きまして、修繕費の増額の理由でございますけれども、増額の主な内容は火葬炉の修繕でございます。火葬炉の定期点検を実施し、この結果に基づきまして部品や消耗品の交換、損壊部分の修繕などの修繕費を計上したものでございます。現在の火葬炉は、昭和56年、西暦1981年製で、43年が経過をしております。火葬炉の耐用年数は、一般的に25年から30年と言われております。かなり老朽化が進んでおります。また、冬期につきましては、通常より枠数を増やして運転しているため、火葬炉に負担をかけていることから、修繕費が増大した理由と考えられるかと思っております。いずれにいたしましても、新斎場が供用されるまでは数年の期間を要するため、不具合が発見された場合には適宜メンテナンスを実施し、安定した火葬業務を継続できるよう鋭意努力してまいります。

答弁は以上でございます。

○7番(佐藤 真議員) 以上です。

○議長(鳥居誠明議員) よろしいですか。

○7番(佐藤 真議員) はい。

○議長(鳥居誠明議員) 以上で議案第5号に対する質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終了します。

これより討論に入ります。

通告による討論はありません。

他に討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより、順次採決を行います。

まず、議案第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎一般質問

（佐藤 真議員）

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 斎場の利用周知について	(1) 斎場の利用周知について ①新斎場建設中、斎場利用についての周知の方策は。

○議長（鳥居誠明議員） 次に、広域飯能斎場組合に対する一般質問を行います。

発言は通告順に許可します。発言に入る前に一言申し上げます。質問者におかれましては、その

内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許可します。

7番、佐藤真議員

○7番（佐藤 真議員） 7番、佐藤真です。斎場の利用周知について一般質問いたします。

新斎場の建設は、現在の施設を稼働させながら同じ敷地内で工事を行うと聞いております。一方で、会葬者が施設を利用する際、安全確保のため、立入禁止区域や駐車スペースなど、ある程度行動が制限されるものと考えられます。また、建設について知っている市民の方から、建設中の斎場は利用可能なのかというような質問を受けたこともあり、利用についても周知が必要と感じております。

そこで、質問ですが、新斎場建設中、斎場利用についての周知の方策についてお伺いをいたします。

○議長（鳥居誠明議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） ご答弁申し上げます。

議員お質しのとおり、新斎場の建設は同一の敷地内において、現斎場の火葬業務及びその他の全ての業務を休止することなく継続しながら建設する予定となっております。工事の際は、仮囲いを設置するなど工事区域を明確に分け、会葬者の立入制限や駐車スペースへの誘導など、安全確保のため様々な対策を実施する予定となっております。

斎場利用についての周知の方法でございますが、まず工事に着手する前に地元説明会を開催する予定でございます。地元説明会では、新斎場のデザインや内装などを紹介し、また工事中の利用の方法について周知を行います。あわせて、葬祭業者を対象とした説明会を実施し、会葬者の安全確保について改めて徹底くださるよう周知を行います。また、広域飯能斎場組合のホームページや組合構成市の広報紙など様々なメディアを利用し、幅広く周知を実施する予定でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員） 答弁は以上です。

○7番（佐藤 真議員） 終わります。

○議長（鳥居誠明議員） 以上で佐藤真議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本定例会の議事は全部終了いたしました。

◎管理者あいさつ

○議長（鳥居誠明議員） 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたしま

す。

新井管理者

○**管理者（新井重治君）** 議長のお許しを賜りましたので、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件は、議案5件でございました。慎重なるご審議をいただき、原案のとおりご同意、ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも組合の運営及び斎場の建設につきましては鋭意努力していく所存でございますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここに、令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会の閉会に当たりまして、議員皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○**議長（鳥居誠明議員）** これをもちまして令和7年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を閉会いたします。

（午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 鳥 居 誠 明

署 名 議 員 栗 原 義 幸

署 名 議 員 内 藤 光 雄

署 名 議 員 三 木 伸 也

処 理 結 果

処 理 結 果

番 号	件 名	議決番号	結 果
議案第 1 号	公平委員会委員の選任について	第 1 号	同 意 (全員)
議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	第 2 号	原案可決 (全員)
議案第 3 号	広域飯能斎場組合広域飯能斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例	第 3 号	原案可決 (全員)
議案第 4 号	令和 6 年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算 (第 2 号)	第 4 号	原案可決 (全員)
議案第 5 号	令和 7 年度広域飯能斎場組合一般会計予算	第 5 号	原案可決 (全員)